

# 総務委員会 所管事務調査 報告書

総務委員会では、令和3年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

## 1 調査事項

- (1) 交通安全について
- (2) 職員研修と庁舎管理について
- (3) 投票率向上と参加しやすい選挙について

## 2 委員構成

委員長	南条 雄士	副委員長	船間 涼子
委員	田中 淳一	委員	山中 智博
委員	石田 秀三	委員	大杉 吉包
委員	藪田 啓介	委員	市川 哲夫

## 3 調査活動実績

令和3年7月5日 委員会

執行部から調査事項の説明を聴取

- (1) 交通安全について
- (2) 職員研修と庁舎管理について
- (3) 投票率向上と参加しやすい選挙について

令和3年8月2日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・庄野小学校地区 「交通安全について」
- ・羽山共進集会所南 「投票率向上と参加しやすい選挙について」
- ・河曲小学校南 「投票率向上と参加しやすい選挙について」
- ・高岡山中央公園北 「投票率向上と参加しやすい選挙について」

委員会

現地視察を終えての意見交換

- (1) 交通安全について
- (2) 投票率向上と参加しやすい選挙について

令和3年10月13日 現地視察及び委員会

視察先及び内容

- ・中勢自動車学校 「交通安全について」
- ・鈴鹿市本庁舎周辺 「職員研修と庁舎管理について」

## 委員会

現地視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 交通安全について
- (2) 職員研修と庁舎管理について
- (3) 投票率向上と参加しやすい選挙について

令和3年11月1日 委員会

調査事項のまとめ

令和3年12月14日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

## 4 調査研究の結果

### (1) 交通安全について

#### — 鈴鹿市の現状 —

本市では、昭和37年、交通事故の根絶を期して交通安全都市を宣言し、その目的を達成するために、交通事故防止策の推進母体として、警察等関係機関・団体等で構成する鈴鹿市交通安全都市推進協議会を設立し、毎年、事業計画を定め、四季の交通安全運動をはじめとする様々な取組を進めてきた。

本市の交通事故情勢は、平成16年には交通事故件数が7,000件を超え、交通事故死者数は、人口10万人以上の都市の中で例年ワースト上位に入るなど、厳しい情勢が続いていた。この事態打開に向けて、市民を含めた全市的な取組と本市の実情に応じた施策の総合的かつ計画的な推進、国・県に準じた交通安全計画の策定が必要であることから、本市は平成19年、鈴鹿市交通安全条例を制定した。この条例に基づき設置された鈴鹿市交通安全対策会議では、これまで3次にわたり鈴鹿市交通安全計画を策定し、この計画に基づき、市、関係機関・団体等が一体となって、交通事故防止へ向けた様々な施策を実施してきた。

その中の1つに、ゾーン30の取組がある。ゾーン30とは、車道幅員が5.5メートル未満の生活道路での交通事故件数が減少しないこと、また、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロメートルを超えると歩行者の致死率が上昇することから、生活道路における交通事故対策の1つとして平成23年度から全国的に実施されている取組である。ゾーン30の区域内では、歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、車両が区域内を抜け道として通行する行為の抑制等を図ることができる。ゾーン30の指定状況は、令和2年度末時点で、三重県内で50か所、本市では、庄野小学校地区をはじめ、十宮・神戸地区、神戸小学校区、旭が丘地区の4か所が指定済である。

ゾーン30指定後の区域内の効果検証は、ETC2.0という機器を装着した車両から送られているデータを基に、時速30キロメートル以上での走行発生割合や、通過交通の走行履

歴等の情報を地図上に示したもので行っている。検証の結果、ゾーン 30 指定前後で平均速度が低下している道路が見られるものの、特定の道路については、平均速度 30 キロメートルを超過しており、交通量も多くなっている。

#### — 視察概要 —

##### (1) 庄野小学校地区

庄野小学校地区は平成 27 年 2 月に市内で初めてゾーン 30 に指定されており、危機管理部交通防犯課の説明を受けながら、ゾーン 30 内のハンプやポストコーンなどの構造物の確認を行った。

視察後の委員会では、「ゾーン 30 は効果があると思われるため、今後、ゾーン 30 の区域をさらに広げてもらいたい」、「ハンプやポストコーンの周辺に草が茂ると遠目では見づらくなるため管理が必要である」、「ゾーン 30 に指定するだけでなく、ハンプやポストコーンといった、抜け道対策やスピード抑制等に効果のあるものも併せて整備していくべき」、「ゾーン 30 の考え方を応用し、各地区の重要な交差点や人の集まるところなど、市内全域に応用してもらいたい」、「最近も子供が犠牲になる飲酒運転の事故があったが、そのような危険箇所を確認し、対策を取ってってもらいたい」等の意見が述べられた。

##### (2) 中勢自動車学校

中勢自動車学校は、本コース、二輪車コース、初心者用コースの 3 つのコースから成り立っており、今回の視察では、中勢自動車学校で受講できる講習の内容について説明を受けた。

主な講習として、高齢者講習、初心運転講習等があり、近年、講習の受講者が増加しているため、講習棟を増設して対応しているとのことであった。

特に、高齢者講習は、超高齢社会である現在、需要が高く、70 歳から 74 歳までの方の免許更新時に義務付けられている講習である。さらに 75 歳以上の方は、認知機能検査を受けた結果により、合理化講習、高度化講習等の講習を受講しており、講習の結果によっては、免許証の返納を促すこともあるとのことであった。

最近注目されている取組として、全国的に実施されているブラッシュアップ講習がある。ブラッシュアップ講習とは、運転免許証保有者を対象にしたもので、免許証を取得する 20 歳前後から高齢者講習を受講する 70 歳代まで運転に関する教育を受けることがない「空白の 50 年」と言われる期間に、安全運転に関する教育を行うものである。中勢自動車学校では、平成 29 年 9 月から実施しており、今後も特にこのブラッシュアップ講習に力を入れていきたいとのことであった。

また、学校や幼稚園での交通安全教室、企業向けの講習、教育委員会への横断旗の寄贈等を行い、地域の交通安全センターとして取り組んでいるとのことであった。

視察後の委員会では、「高齢者は自分の運転に自信がなくなったら免許証を返納するという意識付けが必要ではないか」、「免許証保有者の再教育に市がどのように関与していくかが重要である」、「ゾーン 30 のような道路の構造の部分と、運転手の指導の両方の面から交通安全に取り組むべきである」等の意見があった。

## — まとめ —

ゾーン 30 の指定箇所は全国的に増加傾向にあり、ゾーン 30 の指定により交通事故の減少効果が見込まれる。本市においても、現在までに 4 か所がゾーン 30 に指定されているが、ゾーン 30 に指定するだけでなく、ハンプやポストコーンといった、抜け道対策や速度抑制等に効果のあるものも併せて整備していく必要がある。また、ゾーン 30 を指定した効果を検証するとともに、交通事故の減少に向けて、さらなる対策を講じていくことが必要である。

さらに、ハンプやポストコーンの設置は、ゾーン 30 の指定が条件ではないため、各地区の重要な交差点や人が集まるところなどには、ゾーン 30 の考え方を応用した取組を市内全域に推進していく必要があるとの意見があった。

中勢自動車学校の視察では、免許証は一度取得すると、返納するまで再教育する場がないため、定期的に再教育を行う機会や場を作ることが必要であるとのことであったが、それに対して市も関与することはできないかとの意見があった。

免許証の更新の際、75 歳以上の方に認知機能検査を実施していることについては、認知症の発症年齢や程度には個人差があり、より若い年齢でも認知症になる可能性があるため、これらの方に対して、より早い段階で認知症と自覚してもらうために、市として取り組んでもらいたいとの意見があった。

## (2) 職員研修と庁舎管理について

### — 鈴鹿市の現状 —

本市で行っている接遇に関する職員研修は、新規採用職員研修、中級接遇研修、上級接遇研修等、接遇指導員研修等があり、講師は、外部講師や本市の職員が行っている。

また、接遇に関する周知・意識付けとして、年 2 回コンプライアンス推進旬間を設け、10 日間の推進旬間期間中に庁内掲示板へ身だしなみ・交通ルール・庁舎内のマナーなどについて毎日掲載し、コンプライアンス意識の浸透と定着を図るほか、年間を通じて随時、マナーやルールについて庁内掲示板へ掲載している。

さらに、職員の資質向上に関する研修として、資格取得に対する支援、職場内での適応期間に応じた研修、市町村アカデミー・自治大学校への派遣研修、国・県への職員派遣を実施している。

これらの研修等を実施することで、職員の接遇、マナーの向上を目指している。

本市の庁舎本館は、平成 18 年 1 月 4 日から業務を開始しており、人にやさしい庁舎、環境にやさしい庁舎、災害に強い防災拠点の 3 つのコンセプトを基に建設された。建設後 15 年以上が経過し、時代の変化や価値観、ライフスタイルの多様化により、来庁者の要望も変化している。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は建設当時予測できなかったもので、感染防止対策という観点から、今後の庁舎管理を進めていく必要がある。

本市の庁舎管理に伴う主な委託業務として、日常清掃・巡回清掃・トイレの清掃などの清掃業務委託、庁舎の解錠・巡回・休日の電話対応などの警備宿日直業務委託、各設備の日常点検・空調機器の運転監視などの設備管理・運転監視・空調設備等保守点検業務委託があり、

委託業者が業務を実施している。

— 視察概要 —

(1) 鈴鹿市本庁舎周辺

鈴鹿市本庁舎の立体駐車場，立体駐車場から南玄関までの通路，1階市民用エレベーターなどを庁舎管理の視点で，総務部管財課の説明を受けながら確認した。

視察後の委員会では，「立体駐車場内の歩行者用のグリーン帯が消えかかっている，管理が必要ではないか」，「通路は，右側通行左側通行が決まっておらず，密を避けるためにもどちらかに決めるべきではないか」，「エレベーターを降りる人が優先の張り紙が必要ではないか」，「禁煙の張り紙を増やすべきではないか」等の意見があった。

— まとめ —

本市では，多種多様な研修を実施することで，職員の資質向上が図られている。その一方で，近年，市民の行政に対する要請は複雑多様化しており，市の職員に求められるレベルは年々高まっている。

このような中，接遇マニュアルを作成している自治体もある。接遇マニュアルには，来客対応，身だしなみ，言葉づかい，電話対応など記載事項は自治体により様々であるが，市民の信頼を得て，満足度を高めるには効果があると考ええる。

本市には22か所に地区市民センターがあり，それぞれの地区市民センターで住民票の交付や住所異動といった各種の手続きが可能であるが，本庁舎でしかできない手続きもあり，依然として本庁舎への来庁者が多い状況である。そのような中で，新型コロナウイルス感染症が拡大し，その対策の観点も含めた庁舎管理が求められている。特に，庁舎入口では人と人とが対面になることがあり，物理的に感染リスクが高くなる傾向があり，少しでも感染リスクを下げ，安心して市役所に来てもらうための取組が急務である。

また，視察で確認した立体駐車場は，利用者が多く，歩行者用のグリーン帯が剥がれて見えづらくなっているところが散見された。立体駐車場での事故を未然に防ぐため，グリーン帯の管理については，表示がどのぐらいで消えてしまうのかを確認し，剥がれにくいグリーン帯の設置を検討するべきとの意見があった。

(3) 投票率向上と参加しやすい選挙について

— 鈴鹿市の現状 —

地方選挙の投票率は全国的に低下傾向が続いており，その要因として政治への関心の低下や若者の選挙離れが挙げられる。特に若年層の投票率については，平成28年6月，選挙権年齢が18歳に引き下げられたものの，平成31年4月に執行した鈴鹿市議会議員選挙の投票率は，市全体の投票率が47.19%であるのに対し，18歳から19歳までが30.12%，20歳から29歳までが26.98%，30歳から39歳までが34.86%で，特に若年層の投票率が市全体の投票率に比べ低い結果であった。

本市における投票率向上の取組として，平成27年度の統一地方選挙から期日前投票所を，

当時としては県内で初めてショッピングセンターに設置した。また、令和3年9月の三重県知事選挙では白子地区市民センターに期日前投票所を設置した。

若年層を対象にした投票率向上の主な取組としては、小中学生を対象に実際の記載台や投票箱などの機材を使い、児童会・生徒会選挙を行ったり、高等学校への出前授業や教材貸し出しを実施したり、高校生が期日前投票所での案内事務や受付事務を体験する取組を実施している。

選挙ポスター掲示場は公職選挙法第144条の2第1項に基づいて設置しなければならないことが規定されており、同条第2項には選挙ポスター掲示場の数について規定がある。本市では平成31年4月執行の統一地方選挙において、254か所が設置されたが、その中には、設置場所が石段等の上や傾斜地となっている場所もあり、選挙ポスターを貼る際に、脚立などが必要な場所も数箇所存在している。

#### — 視察概要 —

##### (1) 羽山共進集会所南・河曲小学校南・高岡山中央公園北

選挙ポスター掲示場が石段等の上や傾斜地に設置されている場所のうち、羽山共進集会所南、河曲小学校南、高岡山中央公園北の3箇所について、選挙管理委員会事務局の説明を受けながら、現状の確認を行った。

視察後の委員会では、「視察したところより設置場所の条件が悪いところもあると思うので、全か所確認・点検し、可能なところから対策していってもらいたい」、「傾斜地でのポスターの掲示が危険だと目の当たりにした」等の意見が述べられた。

#### — まとめ —

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会である。

しかし、投票率は低下傾向にあり特に投票率の低い若年層にいかん投票してもらおうかが喫緊の課題である。投票率向上の取組として、本市では期日前投票所が設置されているが、今後、高齢化がさらに進み、特に山間部などの地域では、高齢者や移動手段がない選挙人は、投票所にすら行けず、投票の機会が失われることが懸念され、投票率向上に関する課題が多い状況である。これに対して、他自治体では、バスや公用車で投票所へ送迎したり、バス等の車両に投票箱、記載台、立会人を乗せて、指定した日時、場所に出向き、その車両の中で選挙人が投票を行うという移動式投票所を導入している。特に、若年層向けに、この移動式投票所で大学や高校等へ巡回を実施している事例もある。徹底した二重投票対策が必要であるが、このような他自治体の事例を研究し、本市でも実現できないか検討すべきと考える。

選挙ポスター掲示場は、候補者の氏名等を選挙人に周知する上で重要な役割がある。本市に254か所ある選挙ポスター掲示場のうち、少数ではあるが視察を行うことで、設置環境などの現状を確認することができた。選挙ポスター掲示場の設置は法律で定められており、選挙ポスターを掲示する際の事故を防止するため、その設置場所は、高所や足場の悪いところは避け、新規の掲示場については、高さの基準を設けるべきではないかと考える。

## 5 市行政への提言

以上のような調査・研究を踏まえ、次のとおり提言する。

### (1) 交通安全について

- ① 危険区域をゾーン 30 に指定するだけでなく、ハンプやポストコーンといった抜け道対策，スピード抑制等に効果のあるものも併せて整備していくこと。また，ゾーン 30 の考え方を市内の重要な交差点や住宅密集地・通学路等に応用するよう検討すること。
- ② 交通事故減少のため，免許証保有者への再教育において，市として関わるできないか，他自治体の取組を調査研究すること。

### (2) 職員研修と庁舎管理について

- ① 他自治体の接遇マニュアルを調査研究し，本市でも接遇マニュアルの作成を検討すること。また，感染症の蔓延等の緊急事態下であっても，研修機会を維持するために，オンライン研修等の活用について調査研究すること。
- ② 感染症拡大防止及び庁舎内での事故防止のため来庁者の動線に配慮した案内表示の設置を検討すること。また，庁舎敷地内に受動喫煙防止に配慮した案内表示等の設置を検討すること。

### (3) 投票率向上と参加しやすい選挙について

- ① 投票率向上を目指し，移動式期日前投票所や投票所等への移動支援といった他自治体の事例について調査研究し，導入を検討すること。
- ② 選挙ポスター掲示場は市民の目につく場所に設置しつつ，高所や傾斜地など足場が悪いところに設置されているものは場所を変更できないか，新規の選挙ポスター掲示場の設置にあたっては，高さの基準を設けられないか検討すること。